

## 第4章 その他

### 1 管理義務、除却義務

広告物の表示者または管理者は、広告物の補修その他の管理を怠らないようにし、広告物を良好な状態に保持しなければなりません。

また、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、または広告物の表示の必要がなくなったときは、その日から10日以内に撤去し、除却届出書を提出する必要があります。

### 2 管理者

許可を受ける広告物は、管理者を定める必要があります。

なお、建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物(高さが4mを超えるもの)を表示する場合、次のいずれかの資格等を持つ者を管理者として選任する必要があります。

**必要資格等**：登録試験機関の試験合格者(屋外広告士)

地方公共団体が行う講習会修了者(屋外広告物講習会)

職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者・職業訓練修了者(広告美術仕上げに係る)

### 3 屋外広告業の登録

市内で屋外広告業を営む場合、事前に滋賀県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受ける必要があります。

**屋外広告業**：広告主から広告物の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業が屋外広告業です。また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物の設置を請け負わない広告代理業等は、屋外広告業に該当しません。

### 4 屋外広告物に関する関係法令等

屋外広告物を掲出する場合、次のような手続きが必要となる場合があります。

- ・高さが4mを超える屋外広告物の場合・・・工作物の建築確認申請が必要です。(建築基準法)
- ・道路上および道路上空に表示する屋外広告物の場合・・・道路占用の許可が必要です。(道路法)
- ・その他、表示する場所によって、風致地区の許可、地区計画の届出等が必要になる場合があります。

### 5 違反広告物の対策

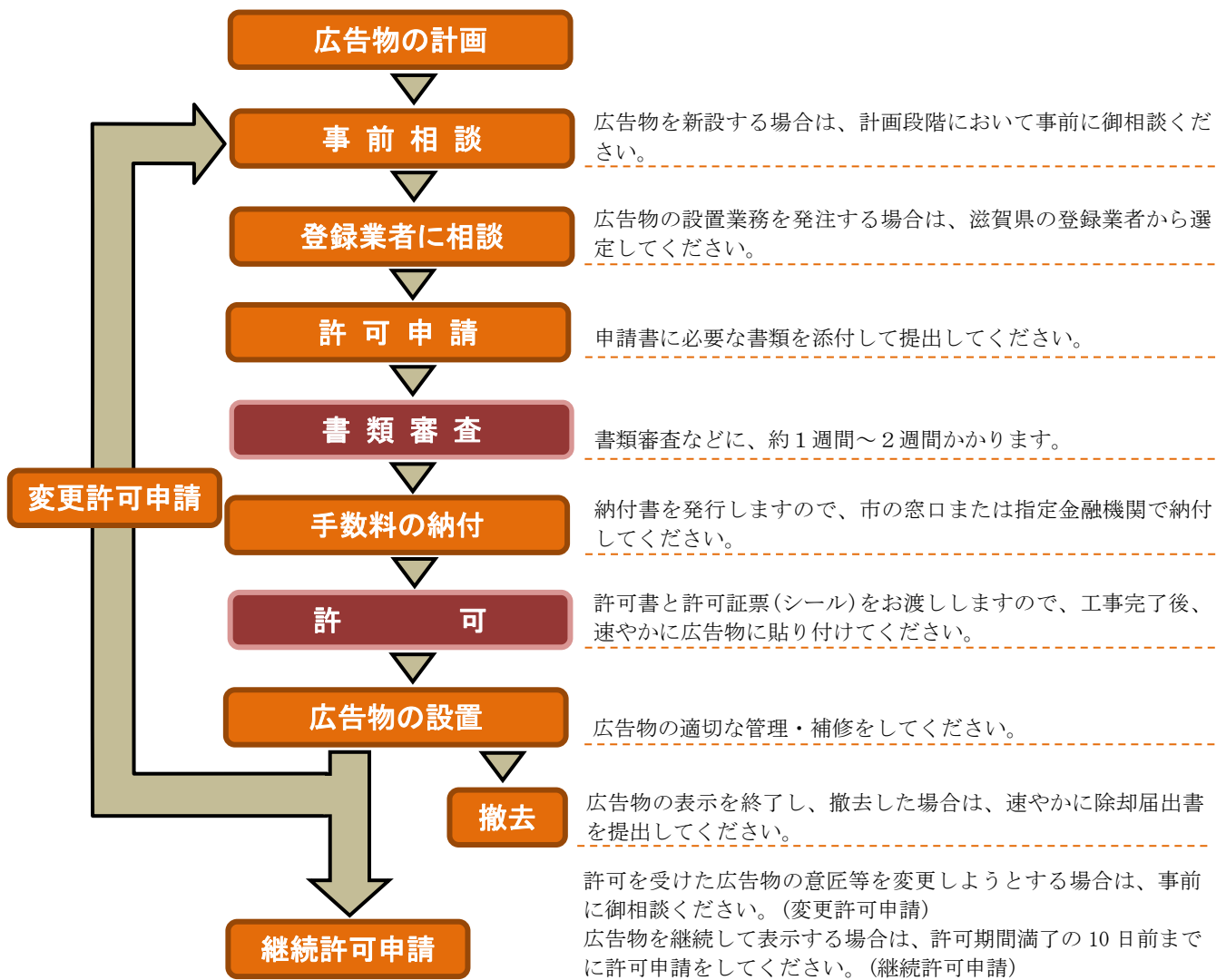
米原市では、無許可で広告物を表示した者、許可期限を過ぎても撤去しない者、禁止物件に広告物を表示した者などに対して、適法な状態にするよう行政指導を行っています。違反がある場合には30万円以下の罰金に処される場合があります。また、違反広告物に対する市長の除却命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、違反広告物を強制的に撤去する場合があります。特に、条例に違反して掲出されているはり紙、はり札、広告旗および立看板等については、事前の通告なく撤去することがあります。

なお、屋外広告業の登録に関する罰則は、滋賀県屋外広告物条例で定められています。

## 6 申請の流れ

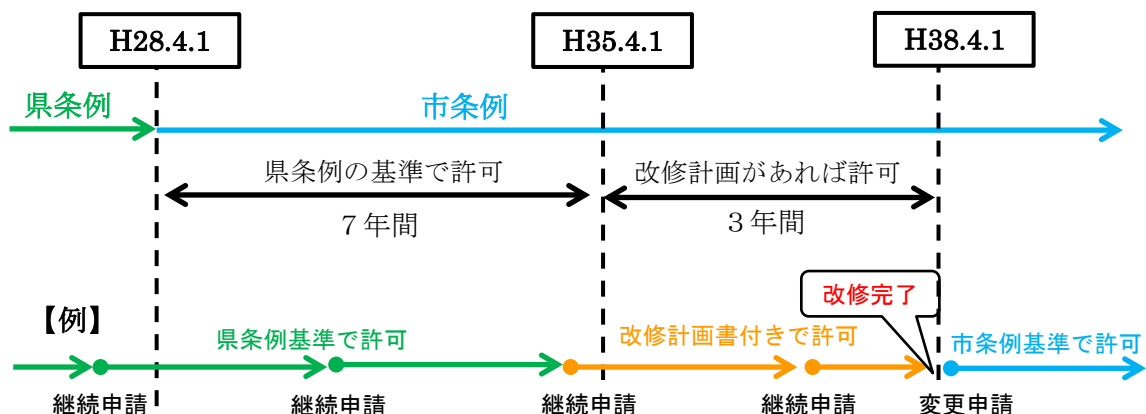
広告物を新たに表示したり、変更や継続して表示しようとするときは、次のような手続きが必要です。



## 7 経過措置

米原市屋外広告物条例の施行前に滋賀県屋外広告物条例に基づいて許可を受けている広告物のうち、市条例の施行に伴って許可基準に適合しなくなるものについては、市条例施行後7年以内は、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

なお、市条例の許可基準に適合するための改修や除却等を行う計画書が提出され、相当と認められた場合に限り、条例施行日から最長10年間を限度として広告物を表示等することができる経過期間を設けています。



## 8 許可の期間および手数料

広告物の区分ごとに、許可の期間および手数料を定めています。

区 分 (面積)	単位	手数料 (1年以内、1件)	許可期間	
看板、広告板および広告塔(これらに類するネオン類照明広告を含む。)ならびにこれらを掲出する物件	1 m <sup>2</sup> 未満	1 個	440 円	3 年以内
	1 m <sup>2</sup> 以上 2 m <sup>2</sup> 未満	1 個	830 円	
	2 m <sup>2</sup> 以上 5 m <sup>2</sup> 未満	1 個	1,060 円	
	5 m <sup>2</sup> 以上 10 m <sup>2</sup> 未満	1 個	2,130 円	
	10 m <sup>2</sup> 以上 15 m <sup>2</sup> 未満	1 個	3,100 円	
	15 m <sup>2</sup> 以上 20 m <sup>2</sup> 未満	1 個	4,160 円	
	20 m <sup>2</sup> 以上 25 m <sup>2</sup> 未満	1 個	5,220 円	
	25 m <sup>2</sup> 以上 30 m <sup>2</sup> 未満	1 個	6,280 円	
	30 m <sup>2</sup> 以上 35 m <sup>2</sup> 未満	1 個	7,340 円	
	35 m <sup>2</sup> 以上 40 m <sup>2</sup> 未満	1 個	8,400 円	
	40 m <sup>2</sup> 以上 45 m <sup>2</sup> 未満	1 個	9,460 円	
	45 m <sup>2</sup> 以上 50 m <sup>2</sup> 未満	1 個	10,520 円	
	50 m <sup>2</sup> 以上 55 m <sup>2</sup> 未満	1 個	11,580 円	
	55 m <sup>2</sup> 以上 60 m <sup>2</sup> 未満	1 個	12,640 円	
	60 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	1 個	13,700 円	
	65 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	1 個	14,760 円	
	70 m <sup>2</sup> 以上 75 m <sup>2</sup> 未満	1 個	15,820 円	
	75 m <sup>2</sup> 以上 80 m <sup>2</sup> 未満	1 個	16,880 円	
	80 m <sup>2</sup> 以上 85 m <sup>2</sup> 未満	1 個	17,940 円	
85 m <sup>2</sup> 以上 90 m <sup>2</sup> 未満	1 個	19,000 円		
90 m <sup>2</sup> 以上 95 m <sup>2</sup> 未満	1 個	20,060 円		
95 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	1 個	21,120 円		
100 m <sup>2</sup> 以上のもの	1 個	3,100 円に 10 m <sup>2</sup> を超える部分の面積が 5 m <sup>2</sup> 増すごとに 1,060 円を加算した額		
立看板および広告旗	1 個	250 円	6 月以内	
はり紙 (つり下げるものを含む。以下この表において同じ)	100 枚	420 円	2 月以内	
はり札 (面積 0.15 m <sup>2</sup> 未満のもの)	1 枚	90 円	1 年以内	
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの	1 件	420 円	1 年以内	
アーチ広告物	1 個	4,170 円	3 年以内	
広告幕	1 枚	420 円	2 月以内	
アドバルーン	1 個	1,060 円	1 月以内	
ぼんぼり	1 個	90 円	2 月以内	

### 備考

- 1) 屋外広告物の許可期間が 1 年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額の 2 倍になります (例えば、許可期間 3 年の申請をする場合など)。
- 2) 屋外広告物の表示および掲出物件の設置の申請が同時であった場合は、これらを 1 件とみなして手数料を徴収します。
- 3) はり紙の単位については、100 枚未満の端数があるときは、これを 100 枚として計算します。

## 米原市屋外広告物 ガイドライン

### 問合せ先

米原市 まち整備部 都市計画課

〒521-8601 滋賀県米原市顔戸 488 番地 3

TEL : 0749-52-6926 FAX : 0749-52-8790

E-mail : toshi@city.maibara.lg.jp

平成 28 年 3 月発行